

岩手県告示第696号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨県南広域振興局長から次のとおり通知があった。

令和2年11月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 奥州市前沢生母地内（赤生津地区）、同市胆沢小山及び同市前沢地内（上野原第二地区及び上野原第三地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和2年7月31日から同年12月18日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量及び地図調整